

③マイナンバーについて



問合せ(といあわせ)

本庄市役所(ほんじょう しやくしょ)：市民課(しみんか)

☎0495-25-1113

児玉総合支所(こだま そうごう ししょ)：市民福祉課(しみんふくしか)

☎0495-72-1333

マイナンバーは 2015 年(ねん) 10月(がつ)から 日本(にほん)に 住(す)む 全(す)べての 人(ひと)に 知(し)らせる 番号(ばんごう)です。マイナンバーは 1人(ひとり) 1つの 番号(ばんごう)です。12個(こ)の 番号(ばんごう)です。

税金(ぜいきん) 社会保険(しゃかい ほけん)の 手続(てつづ)きで 使(つか)います。

働(はたら)いている 会社(かいしゃ)や 銀行(ぎんこう) 郵便局(ゆうびんきょく) 市役所(しやくしょ)などで 必要(ひつよう)な 大切(たいせつ)な ものです。

□通知(つうち)カード

通知(つうち)カードには 氏名(しめい：なまえ) 住所(じゅうしょ：すんでいる ところ) 生年月日(せいねんがっぴ：うまれた とし つき ひ) 性別(せいべつ) マイナンバーが 書(か)いて あります。氏名(しめい)や 住所(じゅうしょ)が 変更(へんこう：かわった)に なった ときは 市役所(しやくしょ)で 変更(へんこう)の 手続(てつづ)きを してください。大事(だいじ)な 書類(しょるい) です。失(な)くしたり 捨(す)てたり しないで ください。

<持(も)ってくるもの>

- 通知(つうち)カード
- 写真付(しゃしんつき)の身分証明書(みぶんしょうめいしょ) 1点(てん)
または 写真(しゃしん)が ついていない 身分証明書(みぶん しょうめいしょ) 2点(てん)

□マイナンバーカード

マイナンバーカードは プラスチックの IC チップ カードです。氏名(しめい) 住所(じゅうしょ) 生年月日(せいねんがっぴ) 性別(せいべつ) マイナンバー 本人(ほんにん)の 顔(かお)の 写真(しゃしん)が ついて います。

本人(ほんにん)を 確認(かくにん)する 身分証明書(みぶん しょうめいしょ)としても使(つか)うことが できます。

氏名(しめい)や 住所(じゅうしょ)が 変更(へんこう)に なった ときは 市役所(しやくしょ)で 変更(へんこう)の 手続(てつづ)きを してください。

・申し込む(もうしこむ) 方法(ほうほう)

郵便(ゆうびん)で 申込(もうしこ)みが できます。

パソコン スマートフォンの オンラインで 申込(もうしこ)みが できます。

・受(う)け取(と)る 方法(ほうほう)

申込(もうしこ)み した後(あと) 市役所(しやくしょ)から 交付通知書(こうふ とうちしょ) が 届(とど)きます。交付通知書(こうふ とうちしょ)に 書(か)いてある 交付場所(こうふ ばしょ:うけとる ところ)へ 本人(ほんにん)が 行(い)って 受(う)け 取(と)っ てください。マイナンバーカードは 市役所で 作(つく)っていません。申込(もうしこ)み した日(ひ)に 受(う)け 取(と)ることは できません。受(う)け 取(と)るときに 必要(ひつよう)な 書類(しょるい)や 手数料(てすうりょう)は 市民課(しみんか) または 市民福祉課(しみん ふくしか)に 聞(き)いて ください。

★注意(ちゅうい)★

・マイナンバーは 大切(たいせつ)な 番号(ばんごう)です。マイナンバーを 悪(わる)い こ とに 使(つか)われ ないために、ほかの人(ひと)に あなたの 番号(ばんごう)を 教(お)しえないで ください。

本庄市役所(ほんじょう しやくしょ) 市民課(しみんか)

マイナンバー担当(たんとう) ☎0495-25-1246

平日(へいじつ) 8時(じ)30分(ふん) から 午後(ごご)5時(じ)15分(ふん)